

消費者機構日本 ニュースレター

第108号



《本号の目次》

1. 「第19回消費者志向経営セミナー」のご案内
2. 割賦販売法パブリックコメント対応
3. 品川美容外科 回答と当方の対応
4. ミニセミナー第1回目の報告と第2回・第3回のご案内
5. 全国の適格消費者団体（12団体）のホームページ公表状況

1. 「第19回消費者志向経営セミナー 改正景品表示法対応セミナー」のご案内

当機構では、来る3月18日（水）13：30から「改正景品表示法対応セミナー」と題した第19回消費者志向経営セミナーを開催いたします。

2014年12月1日から改正景品表示法が施行されました。今回は、あらためて景品表示法の考え方と現在までに消費者庁より出された措置命令事例について、どこが問題だったのかを消費者庁の対策官よりご紹介、解説いただくとともに、2014年12月1日に施行された改正景品表示法の概要、内閣府告示の「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」のポイント、今後導入される課徴金制度の概要についても解説していただく予定であります。

また、広告表示や商品の表示の点検体制、点検業務の内容、今後の対応等について、通信販売事業を展開している日本生活協同組合連合会で実際に点検業務に携わっている方から、事例を含めてお話をさせていただく予定としております。

今後事業者がどのような視点、体制で改正景品表示法の対応を行っていけばよいかを検討する上で、お役に立てることと存じますので、よろしくご参加をご検討ください。

参加費・申し込み方法など、詳細は、下記URLにリンクされていますチラシを参照ください。

http://www.coj.gr.jp/seminar/topic_150128_01.html

2. 割賦販売法パブリックコメント対応

～産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会の「中間的な論点整理」に対して意見書を提出しました～

産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会において、今後、増々支払い手段としての活用が見込まれるクレジットカード取引の課題及び今後の検討に向けた論点整理が行われ、「中間的な論点整理」として公表、意見公募が行われていました。

消費者機構日本は、「中間的な論点整理」に対して下記概要で意見書を提出しました。詳細は、近日中に当機構ホームページにアップしますのでご確認ください。

【意見書の概要】 ※アクワイアラー：加盟店契約会社、イシューア：カード発行会社

◆初期審査及び途上審査の内容を具体的に規定すること

アクワイアラー・決済代行業者が関与するクレジットカード取引について、マンスリークリア取引か包括信用購入あっせんかを問わず、国内アクワイアラー経由か海外アクワイアラー経由かを問わず、アクワイアラーと決済代行業者に加盟店調査を課するという方針には賛成。ただし、アクワイアラー等による加盟店調査に関しては、加盟店契約締結時における悪質加盟店の排除や加盟店契約中の不適正取引防止に実効性を持たせるために、初期審査時（加盟店契約締結時）に調査すべき事項、途上審査時（加盟店契約中）に調査すべき事項を、ある程度具体的に規定すべきである。

◆アクワイアラー及び決済代行業者に対して行政への登録義務を課すこと

マンスリークリア取引か包括信用購入あっせんかを問わず、国内アクワイアラー経由か海外アクワイアラー経由かを問わず、アクワイアラーと決済代行業者に対して行政への登録制義務を課すべきである。

◆イシューアの不適正取引防止義務等を明確に定めるべきである。

イシューアに対しては、不適正取引防止義務や苦情の適切処理義務を定めるべきである。

◆マンスリークリア取引に抗弁接続規定を適用すること

マンスリークリア取引の拡大にあわせて苦情相談が大幅に増加している実態を踏まえ、マンスリークリア取引についても抗弁接続の適用を認めるべきである。

◆海外アクワイアラー経由の取引にも国内の加盟店の調査義務等を課すことは可能

「中間的な論点整理」は、海外アクワイアラーであっても、日本国内の販売業者との間で加盟店契約を締結しカード決済を取り次ぐ事業者については、国内アクワイアラーと同一の法規制の下に置く方針を示しているので、海外アクワイアラー経由の取引にも国内の加盟店の調査義務を課すべきである。

3. 品川美容外科(医療法人社団翔友会) から回答が来ました。同回答に対する当機構の考え方の説明と再度の問い合わせをしました。

既にお知らせいたしましたように、当機構は、「品川美容外科」を経営している医療法人社団翔友会（代表者 綿引 一）（以下「当該法人」という。）に対し、以下の3点について、申し入れました。

1. フェイスリフト（フェザーリフト、ロイヤルリフト、フェイスアップ）について、つり上げ、たるみ解消等の効果が強調されている表示の削除
2. BMC（Beauty Members Club）会員は、料金が非会員価格に比して20%OFFになるとする表示をやめること
3. 退去妨害行為をやめること

また、以下の 4 点について各その意味内容について問い合わせをいたしました。

4. 症例実績について
5. 安心保障制度について
6. ロイヤルリフト、フェイスアップの「切らない」との表現について
7. 「当院独自」「世界レベル」との表現について

この申入れ及び問合せに対し、医療法人社団翔友会代理人から 2014 年 11 月 20 日付の回答が寄せられました。

上記回答について、当機構は、2014 年 12 月 17 日開催の理事会で検討のうえ、2014 年 12 月 25 日付「平成 26 年 1 月 20 日付「連絡書」に対する当機構の考え方及び再問合せ」で、当該法人に対し、当機構の考え方を説明し再度の問合せを行いました。

上記回答の概要及び当機構の考え方と再度の問合せの内容の概要は以下のとおりです（詳細は、http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_150108_01.html をご覧ください。）。

1. フェイスリフト（フェザーリフト、ロイヤルリフト、フェイスアップ）について、つり上げ、たるみ解消等の効果が強調されている表示の削除について

（医療法人社団翔友会からの回答）

削除しない。優良誤認表示ではない。

施術の材料に関する説明、施術方法に関する説明、コラーゲンができることの説明のほか、医学文献に記載されているものであり、医学上の根拠がないというのであれば、根拠がないことの証拠を求める。

（当機構の考え方）

景品表示法の「表示内容を全体として見て、一般消費者の観点から実際のものよりも著しく優良であるとの誤認を生じさせる可能性があるか否か」との判断基準に照らし、当機構は、平成 26 年 10 月 8 日付「申入れ及び問合せ」（以下「申入れ」と謂う。）の「申入れ事項」として特定した「フェザーリフト」、「ロイヤルリフト」、「フェイスアップ」の 3 点に関する貴法人の表示内容は、優良誤認表示に該当する可能性が高いと考えています。

2. BMC（Beauty Members Club）会員は、料金が非会員価格に比して 20%OFF になるとする表示をやめること

（医療法人社団翔友会からの回答）

制度を変更する方向で検討する。

決定次第連絡する。

（再度の問合せの内容）

いつ頃を目途に変更されるのか、変更予定時期について問い合わせました。

3. 退去妨害行為をやめることについて

（医療法人社団翔友会からの回答）

退去妨害はしたことがない。

従来から退去妨害をしたことはないのだから、従来通り退去させない行為は行わない。

（再度の問合せの内容）

「退去妨害行為」に関する逐条解説及び裁判例の解釈を示し、再度この解釈に照らしても退去妨害行為をしたことがないのかどうかを確認する意味で再度問い合わせました。

4. ホームページに掲載されている症例数やリピート率の根拠について

(医療法人社団翔友会からの回答)

客観的データが何を想定しているか不明であるが、診療録などの院内資料はある。

(再度の問合せの内容)

当該法人が自ら当該法人のホームページ上に掲載されている数字の根拠となった資料は何か、ということをお願いする趣旨ですので、その根拠となった資料をご提供いただくよう、再度問い合わせました。

5. 安心保障制度の実際について

(医療法人社団翔友会からの回答)

要件を満たした者については、原則として全患者に適用している。

調査をする要は認めない。

(再度の問合せの内容)

「再施術が必要と医師が診断した場合」、「客観的に見て効果が全く認められないなど、当院医師の診察により再治療が可能と判断した場合」の判断基準の有無、ある場合にはその基準の内容について問い合わせました。

また、「安心保障制度」という名称について、その実際の内容は「無料再治療制度」であることから、再治療を無料とする制度であることがわかる名称とされる意思があるかどうかについて見解を求めました。

6. 切らないとの表記の意味について

(医療法人社団翔友会からの回答)

切らないという意味。医師の事前説明において「針で」「注射様のもの」「糸・繊維」を「注入・挿入する」、「針と糸で衣類を縫うように」施術されることを説明しており、出血しないと理解する消費者はいないと思われる。

(再度の問合せの内容)

一般に、「注入」とは液状のものを注ぎ入れることを意味する文言であり、この表現に接する消費者は、注射程度の施術と認識するのが通常であると思われる。「溶ける繊維を注入するだけ!」「切らない(手術不要)」「簡単な処置のみで、もちろんメスを使いません。手術不要です!」という表現についても、当機構 2014 年 10 月 8 日付申入れ及び問合せに添付した論文では、局所麻酔を施したうえで、針と糸で衣類を縫うような施術についても「手術」という文言が用いられており、貴法人の手術不要という表現も問題があると考えています。

そこで、ホームページ上に、「針と糸で衣類を縫うように」施術されることが記載されていない点、及び、手術不要と表示している点について、見解を求めました。

7. 当院独自との表記の意味について

(医療法人社団翔友会からの回答)

特注の糸、吸収性の糸の使用など、多岐にわたる。

「世界レベル」についてはやや表現が過大という判断に基づき削除する。

(再度の問合せの内容)

当院独自の意味については一定程度お答えをいただきましたが、その施術方法が有効であることについてどのような医学的な根拠があるのかについてはお答えいただいておりますので、再度回答を求めました。

4. ミニセミナー第 1 回目の報告と第 2 回・第 3 回のご案内

COJ 10 周年記念 消費者向けセミナー

「ライフイベントを賢くこなす“契約”セミナー」

第 1 回「失敗しない契約術！」1 月 21 日（水）開催報告

前半はミニセミナーで、COJ の活動内容を紹介しながら適格消費者団体の役割、専門スクール・インターネット通販・結婚式場・賃貸住宅等の契約上の注意点、被害に遭った時の対応、新しい被害救済制度について説明を行いました。後半は、明治大学落語研究会の皆さんによるコント、演目「ヒーローの資格」（電話勧誘販売・資格商法）を上演しました。

セミナーのテーマ設定から若い世代の方を対象としていましたが、20～30 代の方が少なかったのが反省点でした。しかし、参加者アンケートには、わかりやすかった、コントが楽しかったなどのコメントが寄せられ、COJ の活動に興味を持ち、資料送付を希望する方も 6 名（アンケート記入者 12 名中）いらっしゃいました。



第 2 回・第 3 回セミナーのご案内

●第 2 回 高額契約の注意点！ 2 月 7 日（土）（10：30～11：40）

前半セミナー ⇒ 美容医療・結婚紹介・住宅建築・中古自動車の契約上の注意点
 後半落語上演 ⇒ 演目「おばちゃんは涙を信じない」（デート商法）
 落語立川流 立川平林さん

●第 3 回 大事な契約 ここに注意！ 2 月 26 日（木）（10：30～11：40）

前半セミナー ⇒ 歯科自由診療・有料老人ホーム・冠婚葬祭サービス
 ・スポーツクラブの契約上の注意点
 後半漫才上演 ⇒ 演目「怪奇！ドロドロ血液のナゾ！」（健康商法・血液検査）
 出前寄席OB会のみなさん

参加対象：東京都内在住・在勤・在学の方 参加費：無料

定員：各回 50 名（第 2 回は残席がありますが、第 3 回の残席は 2～3 名です。）

開催場所：主婦会館プラザエフ 会議室 3 階コスモス（JR 四ツ谷駅 麴町口すぐ）

申込方法：電話またはメール（希望日時、氏名、年代、電話番号・メールアドレスを記入）でお申込みください。

申込先：TEL 03-5212-3066（平日のみ 10：00～17：00） E-mail seminar10@coj.gr.jp

5. 全国の適格消費者団体(12 団体)のホームページ公表情報 (平成 26 年 12 月 16 日～平成 27 年 1 月 25 日分)

○消費者機構日本を含む全国の適格消費者団体（12 団体）のホームページの公表情報です。各団体の差止請求訴訟、事業者等への申入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。詳細はリンク先にアクセスのうえご確認ください。

適格消費者団体名	公表情報(平成 26 年 12 月 16 日～平成 27 年 1 月 25 日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	<ul style="list-style-type: none"> ■1 月 9 日：第 2 次北海道消費生活基本計画（素案）へ意見提出しました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=it&no=302
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■1 月 9 日：埼玉消費者被害をなくす会 この間の事業者へ是正を求める取り組み報告 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/pdf/150109_02_01.pdf
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■12 月 16 日：「ICT サービス安心・安全研究会 報告書～消費者保護ルールの見直し・充実～通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等～」(案)に対する意見を提出しました。 http://www.coj.gr.jp/iken/topic_141209_01.html ■12 月 22 日：旭化成ホームズ株式会社の契約約款における契約手付金を返金しないとする規定等の是正協議の状況報告 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_141127_01.html ■1 月 13 日：品川美容外科（医療法人社団翔友会）から回答が来ました。同回答に対する当機構の考え方の説明と再度の問い合わせをしました。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_150108_01.html
《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/index.html	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■12 月 18 日付：(株) アーチゴから回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/1203.html ■12 月 19 日付：(株) メイションから回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/1199.html ■1 月 7 日付：株式会社シッククリエーションに差止請求書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/1214.html ■1 月 21 日付：ミサワホーム株式会社へ差止請求書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/1243.html ■1 月 21 日付：有限会社住まい工房に対して申入れ終了を通知しました。 http://cnt.or.jp/information/1245.html

	<p>■1月21日付：株式会社ニューサイエンスアカデミーに対して申入れ終了を通知しました。 http://cnt.or.jp/information/1245.html</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<p>■1月14日：携帯電話解約違約金条項使用差止請求訴訟(株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社)に対する平成26年12月11日付最高裁判所上告不受理決定に対する声明文。 http://kccn.jp/data/mousiiresasitome/keitai/20150114kccnsei.mei.pdf</p> <p>■1月20日：最高裁は、平成27年1月20日、当ネットワークの上告受理申立に対し、不受理決定をしました。これによって、株式会社セレマに対して解約料条項の使用差し止めを命じた大阪高裁判決が確定しました。 http://kccn.jp/mousiir-gojokai.html</p> <p>■1月21日：サンクロレラ販売株式会社に対するクロレラチラシ配布差止等請求訴訟に対する京都地方裁判所の判決がありました。 http://kccn.jp/mousiir-kenkoushokuhin.html#mousiir-laver-sankurorera</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>■12月19日：美術通信教育講座を運営する(株)講談社フエマススクールの美術通信教育講座契約書の条項について差止訴訟の裁判が開かれました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000485</p> <p>■12月24日：貸衣装会社(株)レンタルブティックひろに 対する差止訴訟の第12回裁判が行われました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000486</p> <p>■1月8日：大阪府消費者基本計画(案)のパブリックコメントに対する意見を提出しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000489</p> <p>■1月9日：結婚相手紹介サービスを運営する(株)A I Z ENから、「申入書」に対する「回答」が届きました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000490</p> <p>■1月22日：貸衣装会社(株)レンタルブティックひろに 対する差止訴訟の第13回裁判が行われました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000493</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>■1月16日：株式会社ベルカディアより、再申入書に対する回答書が届きました http://hyogo-c-net.com/pdf/150116_montbell.pdf</p> <p>■1月16日：日本放送協会から、平成27年1月9日付回答書が届きました http://hyogo-c-net.com/pdf/150116_nhk(0109).pdf</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>■12月23日：株式会社もみじ探偵社に、調査依頼契約等に関する申入れを行いました http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/439</p>

	<p>■12月23日：株式会社LIXIL判決の報告 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/445</p> <p>■12月23日：(株)日本セレモニー判決及び控訴の報告 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/443</p>
《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/	■12月26日：熊本県と情報提供に関する覚書を取り交わしました http://net-kuma.com/activity/2014/12/post.html



適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本

発行人：芳賀唯史 編集責任者：磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階
TEL:03-5212-3066 FAX:03-5216-6077